新型コロナウイルス感染症に関する 中小企業・小規模事業者支援について

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている中小企業・小規模 事業者に向けた支援策を実施します。

■支援策

〈支援1〉相談窓口の設置

〈支援 2〉 市緊急融資制度の実施

現行の市緊急経営安定支援特別資金融資制度を基本に、今回の新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている者を対象に追加し、実施する。

<変更点>

(現 行) セーフティネット保証5号の認定を受けた者

(変更後) ①「セーフティネット保証5項各号及び第6項の認定を受けたもの」

②「市長が指定する災害その他突発的な事由の発生に起因して経営の 安定に支障を生じている中小企業者・小規模事業者(<u>今回、新型コロ</u> ナウイルス感染症を指定)」

<②の対象となる要件>

「原則として、最近1か月間の売上高が前年同月比5%以上減少」かつ「その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少」

〈支援3〉信用保証料補助の実施

支援2による市緊急融資を受ける際、発生する信用保証料を補助

・補助割合、補助限度額については現行のとおり 信用保証料全額補助(融資金額10,000千円に相当する信用保証料が補助限度額)

(お問い合わせ先)

野々市市企画振興部産業振興課商工労働係

TEL 076-227-6082

FAX 076-227-6253